

KKR

年金だより

平成29年10月発行

No.120

国家公務員共済組合連合会

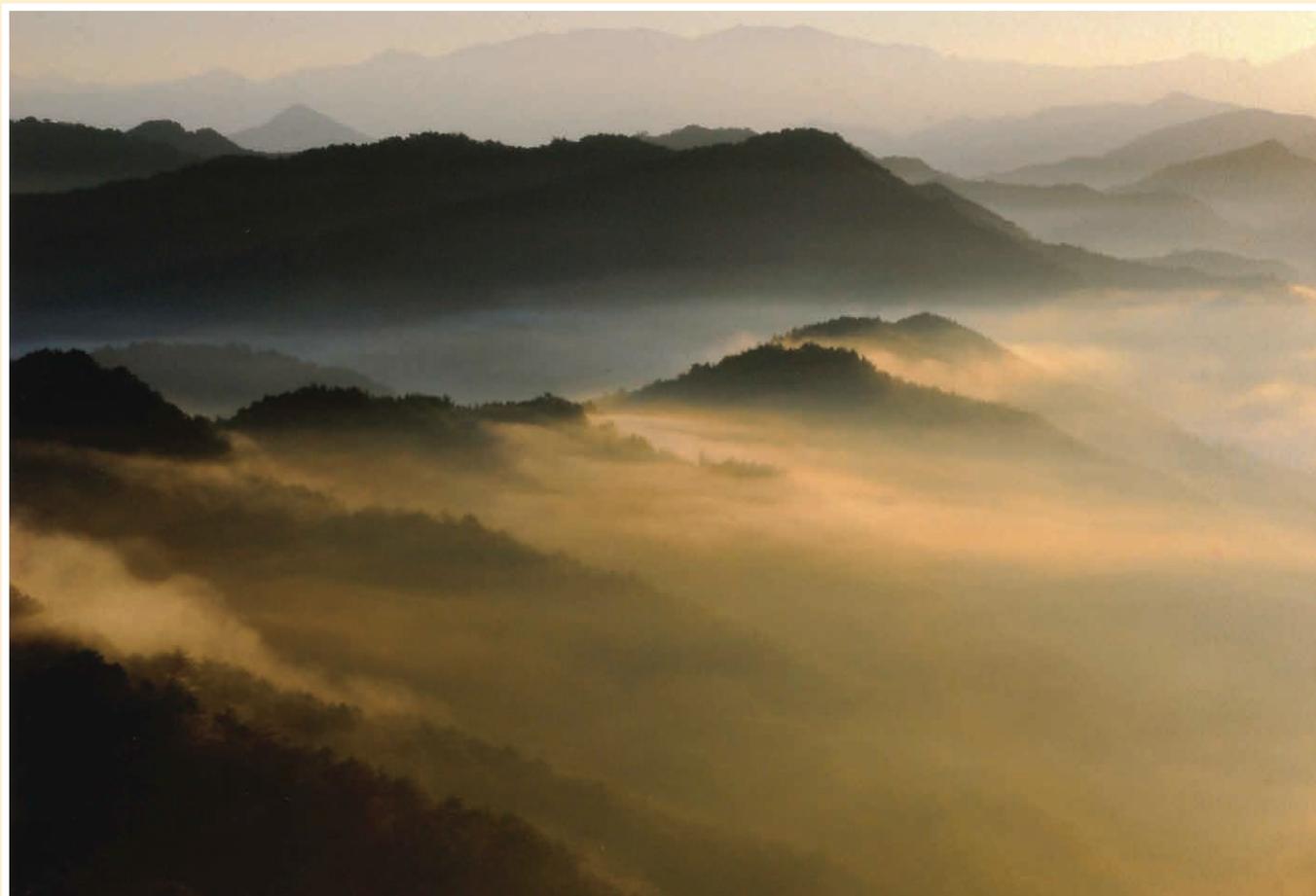
主
な
記
事

<重要>

- 連合会理事長に松元崇氏が就任 2頁
- 平成30年分「扶養親族等申告書」について 2・3頁
- 「扶養親族等申告書」に関するよくある質問 4頁

<お知らせ>

- こんなときには届出を 5頁
- 短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について
年金に関するご相談等は「KKR年金相談ダイヤル」へ 6頁
- 各種通知書等の再発行は、「自動受付サービス」をご利用ください
- 全国年金相談会のご案内(11月以降開催分) 7頁
- 読者のひろば、原稿募集、お問い合わせ先 8頁



「雲海の朝」 奈良県野迫川村

(奈良県) 篠永明さん



—— 連合会理事長に松元崇氏が就任 ——

去る9月1日付で、連合会の尾原榮夫理事長が退任しました。後任には、同日付で松元崇氏が就任しました。

平成30年分「扶養親族等申告書」について

※遺族や障害の年金を受けている方は非課税のためお送りしていません

■ 「扶養親族等申告書」は、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成30年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています。

- ① 65歳未満の方（昭和29年1月2日以後に生まれた方） ————— 108万円
- ② 65歳以上の方（昭和29年1月1日以前に生まれた方）で
 - ◆老齢基礎年金の受給対象の方 ————— 80万円
 - ◆上記以外（退職年金、減額退職年金など）の方 ————— 158万円
- ◎ 上記の金額未満の方は、所得税および復興特別所得税の源泉徴収の対象ではないため、「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

■ 「扶養親族等申告書」を提出した場合と、提出しない場合の源泉徴収税額が違います。計算例については、3頁に掲載しています。

◇「扶養親族等申告書」を提出した場合 ⇒ 基礎的控除などの所得控除があります

源泉徴収税額 = [定期支給期月の支給年金額 - 所得控除額(基礎的控除額(月額) + 人的控除額(月額)) × 2ヵ月] × 所得税率(5%) + 復興特別所得税(5% × 0.021)

◇「扶養親族等申告書」を提出しない場合 ⇒ 基礎的控除などの所得控除はありません

源泉徴収税額 = (定期支給期月の支給年金額 - 定期支給期月の支給年金額 × 25%) × {所得税率(10%) + 復興特別所得税(10% × 0.021)}

■ 平成29年度の税制改正により、配偶者控除の取扱いが変更されました。この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

配偶者控除について

- 平成29年まで … 受給者本人と生計を一にする配偶者で、年間所得の見積額が38万円以下の方。
- 平成30年から … 受給者本人（**合計所得が900万円以下に限る**）と生計を一にする配偶者で、年間所得の見積額が**85万円以下**の方。

計算例1 扶養親族がいる場合

退職共済年金の受給者本人(無職)が64歳、支給年金額300,000円(2ヵ月分)で、妻(無職)が61歳の場合
本人の基礎的控除額(月額) 102,500円、妻の人的控除額(月額) 32,500円

(提出した場合)

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{300,000\text{円} - (102,500\text{円} + 32,500\text{円}) \times 2\text{ヵ月}\} \times 5.105\% \\ &= \underline{\underline{1,531\text{円}} \quad (2\text{ヵ月分})} \end{aligned}$$

(提出しない場合)

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= (300,000\text{円} - 300,000\text{円} \times 25\%) \times 10.210\% \\ &= \underline{\underline{22,972\text{円}} \quad (2\text{ヵ月分})} \end{aligned}$$

計算例2 扶養親族がいない場合

退職共済年金の受給者本人(無職)が64歳、支給年金額232,626円(2ヵ月分)の場合
本人の基礎的控除額(月額) 94,079円

(提出した場合)

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{232,626\text{円} - (94,079\text{円}) \times 2\text{ヵ月}\} \times 5.105\% \\ &= \underline{\underline{2,270\text{円}} \quad (2\text{ヵ月分})} \end{aligned}$$

(提出しない場合)

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= (232,626\text{円} - 232,626\text{円} \times 25\%) \times 10.210\% \\ &= \underline{\underline{17,813\text{円}} \quad (2\text{ヵ月分})} \end{aligned}$$

お願い

- ◎ 同封の「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みいただき、「扶養親族等申告書」を提出する方は記入漏れがないようご注意ください。
- ◎ 年金から所得税を源泉徴収する際にご自身の基礎的控除などの所得控除を受けるためには、配偶者・扶養親族の有無にかかわらず、提出していただく必要があります。

■ 「扶養親族等申告書」の提出期限は、
平成29年10月31日です(厳守)



「扶養親族等申告書」に関するよくある質問

質問

1

私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を提出する必要はありますか。
また、「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合はどうなるのですか。

答え

年金以外の収入がない方や扶養親族がいない方であっても、「扶養親族等申告書」を提出することで、ご自身の基礎的控除などの所得控除を受けることができますので、ご自身の所得控除を受けるためには、提出していただく必要があります。

また、「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合は、「扶養親族等申告書」を提出された場合と比べ、源泉徴収される税額が多くなります。(3頁の計算例参照)

質問

2

昨年提出した「扶養親族等申告書」の申告内容に変更がありましたが、「扶養親族等申告書」には変更した事項のみ記入すればよいでしょうか。
(平成29年分と平成30年分で申告内容に変更がある場合)

答え

平成30年分の「扶養親族等申告書」には、控除対象となる方のすべての事項を改めて記入してください。変更があった控除対象者のみ記入した場合は、他の控除対象者について適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

質問

3

現在年金を受けながら働いていますが、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した場合、「扶養親族等申告書」を提出する必要はありますか。

答え

お勤め先に「給与所得者の扶養控除等申告書」をご提出されている場合、当会に「扶養親族等申告書」をご提出されますと、所得控除が重複し、確定申告後、所得税額を追加納付しなければならない場合があります。これを避けたい場合は、当会へ「扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。

質問

4

平成29年分の「扶養親族等申告書」を昨年提出していないことがわかりました。今年送られてきた平成30年分の「扶養親族等申告書」と一緒に同封して提出してもよいですか。

答え

平成29年分の「扶養親族等申告書」を今回ご提出いただいても、当会で手続きをすることができません。

来年の1月中旬以降に当会から平成29年分の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りしますので、確定申告(還付申告)でご精算ください。



こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、連合会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金
1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき(老齢・退職)
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき(老齢・退職)
6. ハローワークで求職の申込みをしたとき(老齢・退職)
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき(老齢・退職)
8. 加給対象配偶者が年金を受けることとなったとき(老齢・退職・障害)
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等(老齢・退職・障害)
10. 遺族給付を受けている方が婚姻等をしたとき(遺族)
11. 書類の送付先として住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき
12. 年金を受けている方が亡くなったとき (日本年金機構や他の共済組合から年金を受けているときはそれぞれに連絡をしてください)

※平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして最寄りの年金事務所または各共済組合等のどの窓口でも受付します。(ただし上記4.を除きます)

詳しくはKKRホームページをご覧ください。

届出の用紙が必要な方は、お手数ですが連合会年金部へご依頼ください。

◎KKRホームページの「各種届出用紙のダウンロード」からも印刷することができます。

<http://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/index.html>

kkR年金 検索

ホーム

▶ 厚生年金・退職等年金給付

▶ 届書ダウンロード



●年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について

平成29年4月から被保険者数が常時500人以下の事業所に勤務する短時間労働者*が、厚生年金保険の適用対象となりました。

これにより新たに厚生年金保険の適用対象となった方が退職共済年金や老齢厚生年金を受けている場合は、年金の月額と賃金の月額に応じ、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

なお、障害者または長期加入者の特例による年金を受けている場合は、引き続き同一事業所に勤務している間、定額部分の支給停止を行わないこととする経過措置が設けられています。

※短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④全ての要件に該当する方です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④学生でないこと

年金に関するご相談等は「KKR年金相談ダイヤル」へ

前号でお知らせしましたとおり、本年6月5日から「KKR年金相談ダイヤル」を開設しました。年金に関するご相談やお問合せは、「KKR年金相談ダイヤル」におかけください。

「KKR年金相談ダイヤル」(年金相談・お問合せ専用)

0570-080-556 (ナビダイヤル)
こころ(KKR)

0570におかけになれない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8155 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

※土日祝日、年末年始はご利用できません

※電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします

☆ご相談・お問合せの際は、必ず「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」をお知らせください。

○ 電話が混み合う時期や時間帯について(お願い)

「KKR年金相談ダイヤル」の開設により、これまでよりもスムーズに皆さまからのご相談やお問い合わせにお応えできるようになりましたが、次の時期や時間帯に関しては、お問い合わせが一時期に集中するため、電話が大変つながりにくくなります。

週の後半や夕方などは比較的つながりやすくなっておりますので、なるべく曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。

(電話が混み合う時期等)

- ・ 6月……「年金支払通知書」や「年金額改定通知書」の発送後2週間程度
- ・ 10月……「公的年金等の扶養親族等申告書」の発送後2週間程度
- ・ 1月……「公的年金等の源泉徴収票」の発送後2週間程度
- ・ 年金の定期支給日の前後1週間程度
- ・ 月曜日など休日明けの午前中

各種通知書等の再発行は、「自動受付サービス」をご利用ください

「年金額改定通知書」等の再発行のご依頼につきましては、**24時間受付の専用電話**による『自動受付サービス』をご利用ください。

再発行までには、おおむね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

なお、携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線により利用できない場合があります。

再発行受付が
できる通知書等

1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票

・ご利用方法

- 1 年金証書記号番号 A-□□-□□-□□□□□□-□□ が分かる書類をご用意ください。
- 2 自動受付サービス専用電話 ☎03-5212-2243 へダイヤルしてください。
- 3 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。→ **受付終了**

・送付先

再発行する通知書等につきましては、**当会に登録されている住所**に郵送します。

全国年金相談会のご案内



今年度の年金相談会は全国各地で開催しており、11月からも下記の会場で開催いたします。

「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

ご予約は開催日の一週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

03-3265-9708

受付時間 9時30分～17時30分
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

開催日程(11月以降)

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
京都府(京都市)	11月 2日(木)	KKR京都くに荘	佐賀県(佐賀市)	1月19日(金)	ホテルニューオータニ佐賀
沖縄県(那覇市)	11月 9日(木)	沖縄県青年会館	岡山県(岡山市)	1月25日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
愛知県(名古屋市)	11月 9日(木)	KKRホテル名古屋	兵庫県(神戸市)	1月26日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘
香川県(高松市)	11月17日(金)	ルポール讃岐	神奈川県(横浜市)	2月 2日(金)	KKRポートヒル横浜
大分県(大分市)	11月22日(水)	大分オアシスタワーホテル	鹿児島県(鹿児島市)	2月 7日(水)	ホテルウェルビューかごしま
島根県(松江市)	11月30日(木)	サンラポーむらくも	熊本県(熊本市)	2月 8日(木)	KKRホテル熊本
鳥取県(鳥取市)	12月 1日(金)	白兔会館	福岡県(福岡市)	2月 9日(金)	KKRホテル博多
山口県(山口市)	12月 7日(木)	KKR山口あさくら	愛媛県(松山市)	2月16日(金)	KKR道後ゆづき
広島県(広島市)	12月 8日(金)	KKRホテル広島	和歌山県(和歌山市)	2月22日(木)	ホテルアバローム紀の国
静岡県(静岡市)	12月15日(金)	ホテルアソシア静岡	大阪府(大阪市)	2月23日(金)	KKRホテル大阪
奈良県(奈良市)	12月21日(木)	ホテルリガーレ春日野	香川県(高松市)	3月 1日(木)	ルポール讃岐
滋賀県(大津市)	12月22日(金)	KKRホテルびわこ	徳島県(徳島市)	3月 2日(金)	ホテル千秋閣
宮崎県(宮崎市)	1月12日(金)	ひまわり荘	千葉県(千葉市)	3月16日(金)	ホテルプラザ菜の花
長崎県(長崎市)	1月18日(木)	ホテルセントヒル長崎			

※開催会場については、都合により変更となることもあります。

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、
 (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
 (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
 (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
 (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
 (5) 相談内容
 をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082
 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
 国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室予約受付係

◆年金相談室では相談窓口を常設しています

連合会本部に年金相談室を常設し、年金に関するご相談等に応じています。

■年金相談室

東京都千代田区九段南1-1-10
 九段合同庁舎内 2階
 (相談受付:9:00~17:30)
 土日祝日・年末年始休
 ※予約は不要です



読者のひろば

米寿の挑戦

私は結婚し、第1子出生後この子供の成長を記録しようと、初めてカメラを手にした。

以来60年余写真を撮り続けコンテストでの上位入賞を目指し、これを生きがいとして暮らしてきた。

現在89才「要支援2」の身であるが歩行器の力を借りれば単独行動が可能であることから今でも撮影を続け、コンテストに応募しているが上位入賞は未だしである。

米寿となった昨28年12月に、ここ一発を狙って、「飛鳥Ⅱによる文楽クルーズ」に参加し、同船上からの日の出等の風景写真を撮ることにした。航海は天候に恵まれ、相模湾周航というコースであったが、船長の計らいで伊豆大島附近まで行って折り返すクルーズになりイメージ通りの「日の出」と「伊豆大島を左方に見た航海」のよい写真が撮れた。

このため翌29年5月に、「全紙サイズ」の写真を応募条件のコンテストに、これらの2点の写真を応募した。果たして念願が叶うかどうか。

今、期待を込めて、待っている今日この頃であるが、
……果たして如何!!

愛知県 神谷 文造さん (89歳)

私の大切なもの「流木の花台とふぐの剥製」

夫が逝って3年、夫が残してくれた「流木の花台と針千本のふぐの剥製」これが私の一番大切なものです。

孤島、鳥島に気象観測の為出張した時、砂浜に打ち上げられた流木の根を花台になるように形よく剪定し、これを焼き焦がし荒いヤスリで磨き、次に細かいヤスリで磨き、仕上げには布で何度も磨き艶を出したと夫は私に話した。当時、生花講師をしていた私の為にすばらしい花台を作ってくれた夫に心から感謝した。或る時、釣り大好きな夫が釣った「針千本」を剥製にした「ふぐ提灯」を作ってくれて出張土産に持ってきてくれた。小笠原測候所、エルニーニョ観測と太平洋を漂いながらの観測の合間に釣った針千本、どの海で釣ったか今は記憶が定かでないが、器用な夫が一所懸命作ったふぐの剥製、お腹を大きく膨らませ、小さな口を尖らせ、針を体中逆立て目もひれも小さく愛嬌ある顔をしている。

50数年も前に丹精こめて夫が作った2つの作品は、今も姿形変わらず仏壇の前に鎮座している。南の海辺で一所懸命又楽しみながら流木を磨いたり、ふぐの剥製を作ったりしている主人の姿を思い浮かべながら「ありがとう」と手を合わせている。私にとってどんな宝物より大切な流木の花台とふぐの剥製です。

埼玉県 濱里 政子さん (86歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR 年金相談ダイヤル」

（年金に関する各種ご相談
お問い合わせ専用）

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8155 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

○土日祝日、年末年始はご利用できません

○電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/nenkin/> kkr年金 検索